

令和２年度における国土交通省の中小企業者に関する契約方針

令和２年１１月２４日制定

国土交通省は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年第９７号。以下「官公需法」という。）第５条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和２年１０月２日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和２年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下、「本方針」という。）を以下のように定める。

第１ 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

１ 中小企業・小規模事業者向け契約目標

国土交通省は、令和２年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額・比率が前年度までの実績を上回るよう努め、比率が６３．８％、金額が約１兆９，１２０億円になるよう努めるものとする。

２ 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、平成２７年度以降の新規中小企業者の契約実績を踏まえ、概ね倍増の１．７％を目指すものとする。また、当該目標については、国土交通省の官公需予算総額の約７割を占める工事をはじめとする調達分野ごとの特性等を考慮しつつ、少なくとも前年度までの新規中小企業者向け契約実績を上回るよう努めることとする。

なお、公共工事については、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、品質が受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）の趣旨を踏まえ、工事の経験、施工状況の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するとともに、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮し、受注者を選定する必要がある。

第２ 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

国土交通省は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るために、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

(1) 適正な納期・工期の設定

被災地域における工事の発注における工期等の設定に当たっては、休日日数（土日、祝日、年末年始及び夏期休暇）、降雨日や出水期等の作業不能日数、現場状況を勘案した上で、無理な工程とならないよう十分配慮し、適切に設定することとする。

(2) 適切な予定価格の作成、官公需を通じた被災地域への支援等

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。

また、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、周辺地域で生産されていることを理由として不当に取引を制限せず、官公需を通じた被災地域への支援に努めるものとする。

2 平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国土交通省は、特に上記1に掲げる適正な工期の設定及び適切な予定価格の作成について同等の措置を講じることとする。

3 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

(1) 納期・工期の柔軟な対応

中小企業・小規模事業者との物件等の契約において、納期・工期について柔軟な対応を行うこととする。

(2) 最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成及び契約金額の変更

契約を締結するに際し、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成するものとする。また、契約の途中で需給の状況、原材料費及び輸送費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、

適切に対応するものとする。

4 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報について、ホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するように努めるものとし、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、ホームページへの掲載に努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して分かりやすい説明に努めるものとする。

5 官公需に関する相談体制の整備

大臣官房会計課等の「官公需相談窓口」において、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

6 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成するように努める。

また、同方式の活用にあたっては、審査項目の設定方法についての検討を行う。

7 分離・分割発注の推進

物件等の発注にあたっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割発注を行うように努めるものとする。

なお、商品等を種類毎に分離することや契約期間を一定期間毎に分割すること等の分離・分割発注を行う際に、中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

8 適正な納期・工期、納入条件等の設定

物件等の発注にあたっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により発注時期の平準化を図る。特に、工事の発注にあたっては、上記取組とあわせて、発注見通しの統合・公

表等により、施工時期の平準化を図るとともに、平準化の状況についてのモニターを踏まえ、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。また、工事の発注における工期等の設定に当たっては、休日日数（土日、祝日、年末年始及び夏期休暇）、降雨日や出水期等の作業不能日数、現場状況を勘案した上で、無理な工程とならないよう十分配慮し、適切に設定することとする。

また、地方公共団体と連携して、発注関係事務の運用に関する指針及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針などを踏まえ、地方公共団体の取組の「見える化」をはじめとした方策を通じて、公共工事等の実施に必要な工期・履行期間の確保及び地域における公共工事等の施工時期等の平準化を図る。これにより、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるものとする。

9 一括調達、共同調達における事例の活用

一括調達、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な発送エリア等について、中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

10 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達、共同調達による競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等級下位の等級者の競争参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

11 地方公共団体と連携した「働き方改革」に留意した発注の共有

(1) 地方公共団体幹部が一堂に会する「都道府県中小企業者調達推進協議会」（以下「都道府県調達推進協議会」という。）（注）において、中小企業庁等と連携し、官公需の発注時期等の平準化に必要な取組や要請を行うものとする。

（注）47都道府県が参加し、国及び地方公共団体の調達の取組に関する情報の共有や連携方策に関する協議を行う場。

(2) 官公需確保対策地方推進協議会（以下「地方推進協議会」という。）

（注）において、中小企業庁等と連携し、官公需の発注時期等の平準化に必要な取組の説明、意見交換を行い、発注の際に留意する事項を地方公共団体と共有するものとする。

（注）中小企業庁及び各経済産業局等の担当者が、国等の地方支分部局及び地方公共団体等の担当者に対し、国等の契約の基本方針の内容

を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るための方策等について意見交換を行う場。全都道府県で開催。

- (3) 「地域発注者協議会」(注)等において、公共工事等(公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。)の施工時期等の平準化に必要な取組について、発注者間で情報交換や連絡・調整を行うとともに、地方公共団体等における公共工事等の発注時の共通の課題への対応や各種施策の共有を図るように努めるものとする。

(注) 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第22条の規定に基づき定められた発注関係事務の運用に関する指針において、地域ブロックごとに組織された協議会で、発注者間の連携を図る場。

1.2 中小企業・小規模事業者の積極活用

小規模事業者の特性を踏まえ、一般競争入札の際には、適切な地域要件を設定するとともに、総合評価落札方式における地域への精通度等の評価を行う際、契約内容の履行確保を行う観点から、迅速な対応の可否等を評価項目に加えることが必要である場合には、これを十分考慮するように努めるものとする。

また、地方整備局等における調達について、少額の随意契約による場合には、地方整備局等管内の中小企業・小規模事業者を見積先を含めるように努めるものとする。

1.3 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

「特定補助金等の交付の方針」(平成30年9月7日閣議決定)に基づき、中小企業技術革新制度(SBIR)による特定補助金等の交付を受けた中小企業・小規模事業者が入札に参加する場合には、下位等級であっても入札参加が可能となるよう、弾力的な運用に努めるものとする。

1.4 中小企業・小規模事業者の適切な評価

一般競争入札における適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価に努めるものとする。

1.5 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第1項に規定する

「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、当該者の受注機会の増大に努めるものとする。

1 6 中小石油販売業者に対する配慮

国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結し、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合を対象として、平時においても、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加する中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

また、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

1 7 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）等を踏まえた積算に基づき、消費税や地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。

また、入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札を行って頂くようダンピングの防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

国土交通省は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

なお、公共工事については、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、品質が受注者の技術的能力等に負うところが多いこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、工事の経験、施工状況の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するものとする。その際、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮するものとする。

（1） 過去の実績を過度に求めない運用

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行の確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を過度に

求めないように配慮するものとする。

(2) 競争参加資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要とせず、契約の履行の確保に支障がないと認められる場合には、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号で都道府県知事が認定した商品（「いわゆるトライアル発注認定商品」という。）等の受注機会の増大

いわゆるトライアル発注認定商品等のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、少額の契約であって、随意契約による場合は、新規中小企業者から相見積もりを取るなど受注機会の増大に努めるものとする。

(4) 新規中小企業者からの相談体制

大臣官房会計課等を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

(5) 新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービスなどを登録する「ここから調達サイト」の活用による調達の推進

少額の随意契約を行う際には、新規中小企業者の見積先が固定しないよう、独立行政法人中小企業基盤整備機構の提供する「ここから調達サイト」の情報なども活用し、契約の内容、地域特性等を踏まえつつ、契約履行の確保の支障の有無に留意しながら、新規中小企業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即して取り組む。

第4 第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、国土交通省の全ての部局（本省内部部局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局及び外局）に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、別紙のとおり推進体制を整備し、第1の目標達成に向けて、調達の実況を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示する。

3 制度運用に係る作業環境の整備

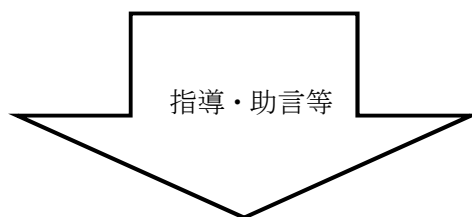
新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認など、制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備を図る。

<別紙>

○ 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

調達の現状把握、実績の向上を図るために有益な情報共有、各調達担当部局
に対して、指導・助言等の実施。

大臣官房会計課長
大臣官房参事官（会計担当）
大臣官房技術調査課長
不動産・建設経済局建設業課長
不動産・建設経済局建設市場整備課長



各調達担当部局